

第2章 主な用語の説明

2.1 家庭部門の CO₂ 排出実態統計調査（家庭 CO₂ 統計）

環境省が実施する、全国の世帯を対象とした政府の一般統計調査である²⁾。本資料においては、「家庭 CO₂ 統計」と記す。

2.2 調査票

調査票とは、調査対象から情報を収集するために、調査事項に基づいて作成される用紙や Web 画面であり、設問文や回答形式（回答選択肢等）などが記載されている。

2.3 調査票情報

調査票情報とは、統計法第2条第11項に規定される情報をいう。

統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているものをいう。

（統計法第2条第11項より抜粋）

本資料の分析においては、統計法第33条に基づいて二次的利用の申請を行うことにより提供された、集計する前の個票形式のデータを用いている。

2.4 世帯類型

本資料において、「世帯類型」とは、各世帯員の世帯主から見た続柄および年代に基づく、世帯員の構成の区分をいう。表2.1に示す通り、7区分に分類した。なお、文章中においては、“単独（非高齢）”と“単独（高齢）”とを併せて「単独世帯」、「夫婦のみ（非高齢）」と“夫婦のみ（高齢）”とを併せて「夫婦のみ世帯」、「夫婦と子（未成年）」と“夫婦と子（成年）”とを併せて「夫婦と子世帯」と記す場合がある。また、年代のみに着目する場合には、「高齢世帯」「未成年子世帯」「成年子世帯」と記す。なお、2022年4月1日の民法改正により成年年齢は20歳から18歳に引き下げられた。しかし、家庭 CO₂ 統計の調査票では年代区分のみが調査されており、具体的

な年齢は把握できない。そのため、本分析では、年代区分の境界である 20 歳を基準として、成年・未成年の別を決定した。

表 2.1 世帯類型の区分

本分析における区分名	定義
単独（非高齢）	世帯主のみから構成される世帯であって、その年齢が 65 歳未満である世帯。
単独（高齢）	世帯主のみから構成される世帯であって、その年齢が 65 歳以上である世帯。
夫婦のみ（非高齢）	世帯主および世帯主の配偶者から構成される世帯であって、世帯主または世帯主の配偶者のいずれか、もしくはその両方の年齢が 65 歳未満である世帯。
夫婦のみ（高齢）	世帯主および世帯主の配偶者から構成される世帯であって、世帯主または世帯主の配偶者の両方の年齢が 65 歳以上である世帯。
夫婦と子（未成年）	世帯主、世帯主の配偶者および子・子の配偶者から構成される世帯であって、子・子の配偶者の全員の年齢が 20 歳未満である世帯。
夫婦と子（成年）	世帯主、世帯主の配偶者および子・子の配偶者から構成される世帯であって、子・子の配偶者に年齢が 20 歳以上である者を 1 人以上含む世帯。
その他	上記のいずれにも該当しない世帯。

2.5 世帯群

世帯類型および居住人数に基づいて分類した、世帯の集合をいう。

2.6 地域の区分

省エネルギー基準（国土交通省告示第 265 号³⁾）が定める地域の区分である。気候により全国を 8 地域（1 地域～8 地域）に区分している（図 2.1）。

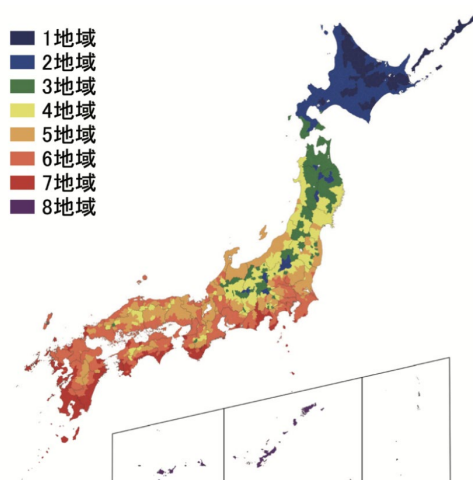


図 2.1 省エネルギー基準の地域の区分

（出处：<https://www.mlit.go.jp/shoene-label/insulation.html> [2025 年 10 月 時点]）

2.7 特徴量

特徴量とは、データ分析や機械学習において、対象となるデータの特徴や属性を数値などの形式で表現したものをいい、目的変数と説明変数の両方を含む。

2.8 要因

内容的な性質に基づいて分類した、特徴量の集合をいう。本分析では、「地域要因」「世帯要因」「住宅建物要因」「暖房要因」「冷房要因」「給湯要因」「調理要因」「テレビ要因」「冷蔵庫要因」「トイレ便座要因」「ペット用品要因」「太陽発電要因」「省エネ意識要因」の 15 の要因カテゴリーを設定した。なお、本資料において「〇〇要因」と鍵括弧付きで記す場合は要因カテゴリーを意味し、鍵括弧を付さない場合は一般的な意味での要因を意味するものとする。

2.9 一次エネルギー

自然界から直接採取できるエネルギー源をいい、石油、石炭、天然ガス、水力、太陽光、地熱などが該当する。(図 2.2)

2.10 二次エネルギー

一次エネルギーを加工・変換して得られるエネルギーをいう。本資料の分析で扱う二次エネルギーは、「電気」「都市ガス」「LP ガス」「灯油」の 4 種類である。(図 2.2)

2.11 エネルギー種別

本資料においては、エネルギー種別は、“二次エネルギーの種別”である。

2.12 用途

本資料において特に断りのない限り、用途は“エネルギーの使用用途”であり、電気、都市ガス・LP ガス、灯油が使用される目的をいう。本分析では、「暖房」「冷房」「給湯」「調理」「照明他」の 5 用途とする。(図 2.2)

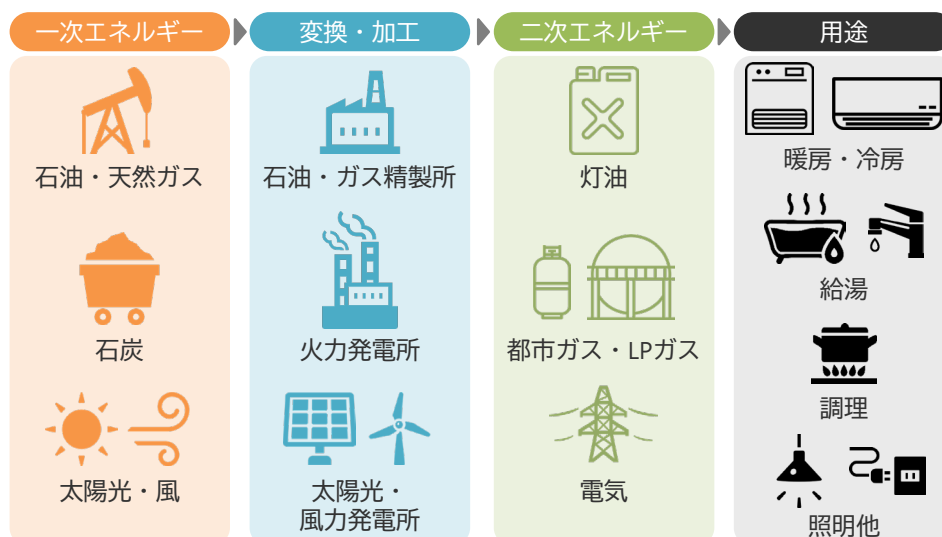


図 2.2 一次エネルギー・二次エネルギー・用途の関係（概念図）

2.13 年間一次エネルギー消費量

家庭 CO₂ 統計の調査票情報から得られる、電気・ガス・灯油の月別使用量および太陽光発電の月別発電量・売電量と、各種換算係数を用いて付録 C に示す方法により算出される、世帯ごとの年間一次エネルギー消費量の総量をいう。（図 2.3）

2.14 用途別構成比率

家庭 CO₂ 統計の調査票情報に基づいて付録 D に示す方法により算出した用途別一次エネルギー消費量の合計に対する、各用途の一次エネルギー消費量の割合である。（図 2.3）

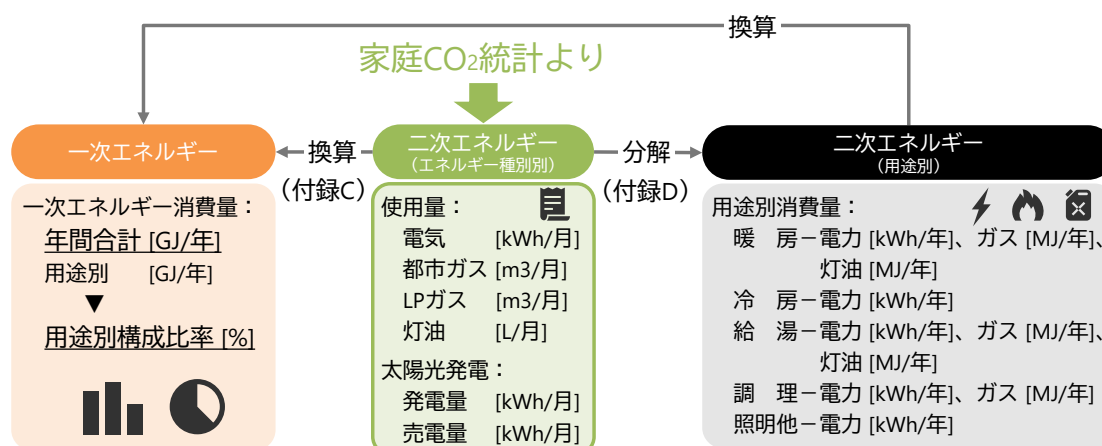


図 2.3 年間一次エネルギー消費量および用途別構成比率の算出方法の概要